

Q. 永代使用許可が出た墓地について、墓石の設置工事をしたいがどのような手続きが必要ですか？

A. 施行業者による設置墓石が決まったら、施工前に様式第9号「~~埋葬・改葬・墓碑等設置~~届出書」を添付書類「図面等」を添えて提出してください。

Q. 整備した墓地に亡くなった方を納骨したいがどのような手続きが必要ですか？

A. 埋葬日時決定後または埋葬後に、忘れずに様式第9号「~~埋葬・改葬・墓碑等設置~~届出書」を添付書類「埋葬、火葬許可証（写し）」を添えて提出してください。

Q. 墓地の永代使用許可を得ていた使用者が亡くなりました。墓地の使用者名を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A. 墓地の新しい使用者が決まりましたら様式第10号「墓地使用権継承届」を添付書類「前使用者の墓地使用許可証、継承の原因を証明する書類、継承人の住民票写し（世帯全員）、戸籍謄本（全部証明）」を添えて提出してください。また、様式第11号「墓地使用権継承誓約書」も提出してください。

Q. 永代使用許可を得ていた墓地でしたが、代がわりで遠方になってしまいお墓参りになかなか行けません。誰かお墓掃除等を代わりにしてくれる業者等はいませんか？

A. 墓地整備の施工業者に一度相談してみたらどうでしょう。また利根沼田管内の園芸業者や便利屋さん等もありますので調べてみてください。またシルバー人材による清掃なども引き受けてくれる場合もあります。ただし例に上げたすべてが有料になると思います。

Q. 代がわりで町有墓地の使用者が遠方になってしまいました。町有墓地を返還して親族の住む近くの墓地に移転をしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A. 初めに「改葬許可申請書」を申請し「改葬許可証」をもらってください。その上で様式第9号「~~埋葬・改葬・墓碑設置~~届出書」を添付書類「改葬許可証（写し）」を添えて提出してください。次に様式第12号「墓地返還届」を添付書類「墓地使用許可証（原本）」を添付して提出してください。なお、墓地の返還に際して墓碑等の構築物の撤去や聖地をする必要があります。墓地に納骨されている場合、お骨等を移転するために最初に述べた改葬許可申請書を作成し許可を得る必要があります。

注）毎年7月ごろに使用者に墓地管理料1,100円の納入のお願いをお知らせいたします。住所変更や氏名変更、代がわりをしましたら速やかにご連絡ください。必要な手続きをお知らせします。